

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進体制の整備

地域福祉施策の推進にあたっては、高齢者・障がい者等といった福祉の分野にとどまらず、地域での生活を支援していくため、安心・安全を含めた幅広い分野から福祉を捉えた取組みで進められるよう連絡・調整を図り、施策の推進に努めます。

特に災害弱者である避難行動要支援者や生活困窮者等への支援については、地域自治組織や自主防災組織との協力が不可欠となります。

2 社会福祉協議会との連携による施策の推進

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的役割を担っており、その事業等を通して地域福祉の推進に大きく貢献しています。

社会福祉協議会が進める地域福祉の具体的目標となる地域福祉活動計画は、特に地域福祉計画の共助の部分を担当するものであり、両方の計画が相互に補完しながら地域福祉を推進していきます。

3 市民への計画の浸透

市ホームページや広報紙などにより、本計画について市民への周知を図ります。

また、市民と行政が各施策の推進や事業との連携等を進めることや、社会福祉協議会による地域活動を通し、市民への浸透を図ります。

4 計画の評価

本市の最上位計画となる「伊達市総合計画」に基づき具体的進行管理をしている行政評価システムにより事業を評価することにより、計画的確な進行管理を図ります。

併せて、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連動により地域福祉の推進に関する総合的な評価を行います。

計画の改定時には策定委員会を組織し、現計画の評価を行った上で計画を見直し、策定いたします。